

第15号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

部の事務分掌を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 戦略的政策分野の調査及び研究に関する事項

第2条第1号に次のように加える。

ケ 防災に関する事項

第2条第2号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

政策調整部の分掌事務について、「防災に関する事項」を総務部から移管し、新たに「戦略的政策分野の調査及び研究に関する事項」を加えること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行すること。

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策調整部</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>防災に関する事項</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策調整部</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>戦略的政策分野の調査及び研究に関する事項</u></p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ <u>防災に関する事項</u></p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～イ 略</p> <p>立 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>

第16号議案

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条番号を改めること。(第34条関係)

2 附則

この条例は、平成29年5月30日から施行すること。

豊岡市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p> <p>当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p> <p>当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2～3 略</p>

第17号議案

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
制定について

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の育児休業、介護休暇等に係る規定について所要の改正を行うため。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「達するまでの子」の右に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の右に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第12条第1項中「介護休暇」の右に「、介護時間」を加える。

第16条第1項中「介護をするため、」の右に「任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「要介護者の各々について介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条第2項中「前条第3項」を「第16条第3項」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「介護休暇」の右に「、介護時間」を加える。

（豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第

1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の右に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年豊岡市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「介護休暇(当該職員が)」の右に「要介護者(」を加え、「支障があるものの介護をするため、勤務を」を「支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内

の時間に限る。)につき勤務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整備を行うこと。

- (1) 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号）
 - ア 小学生未満の子を養育している職員から請求があったときは、深夜勤務又は時間外勤務を制限する措置を行うが、この場合における子の範囲に、特別養子縁組に係る監護期間中の子を加えること。（第9条関係）
 - イ 休暇の種類に、職員が要介護者の介護を行うための無給の休暇である「介護時間」を加えること。（第12条、第16条の2、第18条関係）
 - ウ 介護休暇について、3回に分割して取得できることとすること。（第16条関係）
- (2) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）
 - ア 育児休業の対象となる子に、職員が養子縁組を希望しているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親として職員が養育している児童を加えること。（第2条の2関係）
 - イ 同一の子に係る再度の育児休業又は終了後1年を経過せずに再度の育児短時間勤務ができる特別の事情を追加すること。（第3条、第10条関係）
 - ウ 育児時間又は介護時間に係る部分休業の承認については、それらの取得時間の合計が1日につき2時間を超えない範囲内で行うものとする。（第20条関係）
- (3) 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）

企業職員の給与の減額の対象となる無給の休暇に「介護時間」を加えること。
（第19条関係）

2 附則

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 現に取得中の介護休暇について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（附則第2項関係）

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員につい</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項 の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員につい</p>

て準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子

て準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子

(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成

るまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成

立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が

立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が

裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護

裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護

するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の

するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の

規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員

規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員

に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者

に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者

を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職

を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職

員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午

員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午

前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態と

前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態と

して当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当

して当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当

する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより

する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより

当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、

当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、

ころにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深

ころにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深

夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、

夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、規則で定

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、規則で定

めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、

めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、

規則で定めるところにより当該要介護者を介護」

規則で定めるところにより当該要介護者を介護」

と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇
及び組合休暇とする。

2 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、

勤務しないことが相当であると認められる場合
における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々について介護を必要とする1の
継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められ
る期間とする。

3 略

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇
、介護時間及び組合休暇とする。

2 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が規
則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当
該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、
通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」と
いう。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合に
おける休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間

_____において必要と認められ
る期間とする。

3 略

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者
の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3
年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内
において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると
認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時
間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤
務しない1時間につき、同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの

<p>給与額を減額する。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>給与額を減額する。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第16条第3項の規定は、組合休暇について準用する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
---	---

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した ことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定 する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された 後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する 承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居すること となったこと。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、<u>児童福祉法</u> (昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である 職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反する ため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里 親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27 条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準 として条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情 は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したこ とにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業 又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 死亡した場合 イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したこと により当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認 に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないうまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

（育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 略

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

（育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

- (2) 略

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(部分休業の承認)

第20条 略

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている
 職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(部分休業の承認)

第20条 略

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条令第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務を</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>
<p>しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

第18号議案

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方消費税率の引上げの延期に伴い、法人市民税法人税割の税率引下げ及び軽自動車税における環境性能割の導入の延期等を行うため。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例

(豊岡市市税条例の一部改正)

第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年豊岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(豊岡市市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、豊岡市市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「(」、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「三輪以上」を「3輪以上」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第

82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等については、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」に改め、同号イ

中「農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円 」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次」を「次の各号」に改め、「軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次」を「次の各号」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次」を「次の各号」に改め、「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に、「次」を「次の各号」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1項第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第1条中豊岡市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第13項の規定 平成29年4月1日

附則第1項に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに

附則第5項並びに第14項及び第15項の規定 平成31年10月1日

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第1条の2の規定による改正後の豊岡市市税条例（附則第14項及び第15項において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第14項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の見出しを削り、同項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1項第2号」を「附則第1項第4号」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項の次に次の見出し及び1項を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 13 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方消費税率の引上げの延期に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこと。

(1) 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）

個人市民税における住宅ローン減税の適用期限を平成33年末まで延長すること。（附則第7条の3の2関係）

(2) 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年豊岡市条例第33号）

ア 法人市民税の法人税割の税率の引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期を延期すること。（第1条、第1条の2関係）

イ 改正規定の施行日及び経過措置について所要の修正を行うこと。（附則第1項、第5項、第13項関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年からの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けなければ、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2～3 略</p>	<p>附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けなければ、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2～3 略</p>

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(豊岡市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</p> <p>第19条中「<u>」</u>、<u>第53条の7</u>、<u>第67条</u>の右に「<u>第81条の6第1項</u>」を加え、「及び第2号」を「第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の右に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第24条の4中「<u>100分の12.1</u>」を「<u>100分の8.4</u>」に改める。</p>	<p>(豊岡市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中</p> <p>「及び第2号」を「第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の右に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り</p> <p>「<u>」</u>、<u>同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」</u>を削り</p> <p>「<u>」</u>、<u>同条に次の2号を加える。</u></p> <p>(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p>

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の右に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の右に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限

る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第28項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の右に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日

る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の右に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日

(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「よつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節

(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であつて使用しない軽自動車等については、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号

ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円」

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」を

「(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(1) 3輪のもの 年額 3,900円

(7) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」に改

め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円」を

「(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(1) その他のもの 年額 5,900円」に改める。

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の

4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80

条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次」を「次の各号」に改め、「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次」を「次の各号」に改め、「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「ま

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「ま

<p>で」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>で」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>附則第10の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第8項を第13項とし、第5項から第7項までを5項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の5項を加える。</p>	<p>附則第10の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第8項を第13項とし、第5項から第7項までを5項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の5項を加える。</p>
<p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>附則第10条の3第8項第5号中「費用」の右に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。</p>	<p>附則第10条の3第8項第5号中「費用」の右に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。</p>
<p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p>	<p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p>
<p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p>	<p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p>
<p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>	<p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>
<p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p>	<p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p>
<p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫</p>	<p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫</p>

県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「3輪以上」を「3輪以上」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右

附則第16条第1項中「3輪以上」を「3輪以上」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する3輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日ま

に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、
「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日
から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、
平成29年度」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に
掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃
機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げ
る法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及
び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」
に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガ
ソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、
「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車
税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、
同項の表を次のように改める。

で「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、
平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の
右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号
ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪以上」を「掲
げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を
「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成
28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に
「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」
を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪以上」を「掲げる
3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平
成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年
度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同
条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第
2号ア」に改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a.	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b.	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガンリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a.	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b.	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第1条の2 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「」、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車

等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「よつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の

指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくなつて申告又は報告をしなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等については、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの(側車付のものを含む。)」年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

「(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。)」年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c. 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」、に改
め、同号イ中「農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円 」、を
「(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
(4) その他のもの 年額 5,900円 」、に改める。
第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動
車税」を「種別割」に改める。
第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中
「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の
4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第
33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80
条第2項」を「第81条第1項」に改める。
第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中
「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。
第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中
「次」を「次の各号」に改め、「軽自動車等」の右に「のうち必要と認
めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができ
る」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽
自動車税」を「種別割」に、「次」を「次の各号」に改め、同条第3項
中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中
「次」を「次の各号」に改め、「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必
要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「こと
ができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」
を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「こ

の項」に、「次」を「次の各号」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、次の表の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊岡市市税条例第19条、第43条

、第48条及び第50条の改正規定並びに第

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊岡市市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を

除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第

3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の改正規定（「、新条例」を「、豊岡市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次項及び附則第5項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中豊岡市市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条例第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条例第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条例の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第4項、第13項及び第14項の規定 平成29年4月1日

(3) 略

3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の改正規定（「、新条例」を「、豊岡市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次項及び附則第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中豊岡市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第13項の規定 平成29年4月1日

(3) 略

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第5項並びに第14項及び第15項の規定

平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

2～3 略

4. 略

5. 第1条の2の規定による改正後の豊岡市市税条例（附則第14項及び

15項において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第

1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人
の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税につ
いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前
に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例
による。

6～12 略

(軽自動車税に関する経過措置)

13. 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適
用する。

14. 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則
第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽
自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

15. 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年

(市民税に関する経過措置)

2～3 略

4. 新条例第34条の4の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行
の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す
る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した
事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法
人の市民税については、なお従前の例による。

5. 略

6～12 略

(軽自動車税に関する経過措置)

13. 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則
第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽
自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

14. 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年

度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分
までの軽自動車税については、なお従前の例による。

度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分
までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第19号議案

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

城崎温泉地区の歴史的な木造建築物について、安全性の向上及び保存のための措置等を定め、利活用を促進し、良好な状態で将来の世代に継承するため。

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、城崎温泉地区の町並みを構成している歴史的な木造建築物について、安全性の向上及び維持を図るための措置並びに現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物の利活用を促進し、良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 城崎温泉地区 豊岡市景観条例（平成24年豊岡市条例第34号）第8条の規定により市長が指定した城崎温泉景観形成重点地区をいう。

(2) 対象建築物 城崎温泉地区に存する木造建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により登録された有形文化財

ウ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物

エ その他市長が前条の目的に適合するものとして指定するもの

(3) 増築等 建築物の増築（既存建築物と棟続きの場合に限る。）、改築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいう。

(4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。

ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容

イ 当該対象建築物の安全性に関する事項

ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項

エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項

(5) 認定歴史的建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による認定を受けたものをいう。

(6) 建築敷地 認定歴史的建築物が存する敷地をいう。

(所有者による認定の申請)

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、規則に定めるところにより、市長に対し、当該対象建築物を認定歴史的建築物として認定するよう申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請をしようとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地について所有権又は借地権を有する者があるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

(対象建築物の認定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、対象建築物を認定歴史的建築物として認定することができる。

(1) 当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とし、かつ、当該指定に必要な措置を講じることが認められるとき。

(2) 当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第23条に規定する豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会に諮らなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を当該認定歴史的建築物の所有者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、建築敷地及び当該建築敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第1項の規定による認定は、前項の規定による告示によって、その効力を生じる。

6 市長は、第4項の規定による告示をしたときは、当該認定歴史的建築物について、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行うよう特定行政庁に申し出なければならない。

(変更認定)

第5条 認定歴史的建築物の所有者は、認定歴史的建築物に係る保存活用計画の内容を変更しようとするときは、市長に対し、当該変更を認定（以下「変更認定」という。）するよう申請しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更

をするとき、この限りでない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が認定歴史的建築物の保存及び活用を図るためのものであり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更認定をすることができる。
- 4 市長は、前項の変更認定をするとき、あらかじめ、特定行政庁に意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第3項の変更認定をしたときは、その旨を告示するとともに、前条第4項の図書の内容を変更しなければならない。
- 6 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、変更認定について準用する。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定歴史的建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定歴史的建築物の認定を取り消さなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
 - (2) 法第3条第1項第3号に規定する指定を受けることができないと認められるとき。
 - (3) 滅失、毀損その他の事由により認定の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、認定歴史的建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 3 市長は、前2項の規定により認定歴史的建築物の認定を取り消したときは、その旨及びその理由を告示するとともに、当該取消しを受けた認定歴史的建築物の所有者に通知しなければならない。

(現状変更の許可等)

第7条 認定歴史的建築物の増築等の行為をしようとする者又は認定歴史的建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該認定歴史的建築物が法第3条第1項第3号に規定する指定を受けており、かつ、当該申請に係る行為が保存活用計画の内容と合致すると認められるときは、同項の許可をすることができる。
- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該認定歴史的建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の許可をしたときは、第4条第4項の図書の内容を変更しなければならない。

5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(所有者の管理義務等)

第8条 認定歴史的建築物の所有者は、保存活用計画に従い、当該認定歴史的建築物の保存及び活用を図らなければならない。

2 認定歴史的建築物の所有者は、当該認定歴史的建築物の管理に関する責任者(以下「保存管理責任者」という。)を選任することができる。

3 認定歴史的建築物の所有者は、前項の保存管理責任者を選任したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、また同様とする。

4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。

5 認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

6 認定歴史的建築物の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第9条 市長は、認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該認定歴史的建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

2 市長は、認定歴史的建築物の構造若しくは建築設備又は建築敷地の管理が適当でないため当該認定歴史的建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該認定歴史的建築物若しくは当該建築敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命じることができる。

(維持管理の報告等)

第10条 認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該認定歴史的建築物について、当該認定歴史的建築物に係る保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該認定歴史的建築物の現状又は管理の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(権利義務の承継)

第11条 所有者の変更により新たに認定歴史的建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による旧所有者の権利及び義務を承継する。

(中間検査)

第12条 市長は、第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の内容に応じ、当該工事の工程のうち当該工事の施工中に当該認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査することが必要なものを指定するものとする。

2 認定歴史的建築物の建築主は、前項の規定により指定された工程に係る工事を終えたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長の検査を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る工事中の認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

4 市長は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該認定歴史的建築物の建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

5 第1項の規定により指定した工程後の工程に係る工事は、前項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第13条 認定歴史的建築物の建築主は、第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長の検査を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 市長は、前項の規定による検査をした場合において、認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合していることを認めるときは、規則で定めるところにより、当該認定歴史的建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(検査済証の交付を受けるまでの認定歴史的建築物の使用制限)

第14条 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係る認定歴史的建築物を使用し、又は使用させてはならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて仮使用の承認をしたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に当該認定歴史的建築物を使用し、又は使用させることができる。

2 前項ただし書の規定に基づき、市長の仮使用の承認を受けようとする建築主は、

規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、第1項ただし書の承認をしようとするときは、あらかじめ、第23条に規定する豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会に諮らなければならない。

(建築物の設計及び工事監理)

第15条 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の工事のうち、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第3条の3第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

- 2 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士(同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。)の構造設計(同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。)又は当該認定歴史的建築物が構造関係規定(同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。)に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

- 3 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(工事現場における許可の表示等)

第16条 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の許可があった旨の表示をしなければならない。

- 2 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。

(工事現場の危害の防止)

第17条 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(消防長の意見の聴取)

第18条 市長は、第4条第1項の規定による認定、第5条第3項の規定による変更認定又は第14条第1項ただし書の規定による承認をしようとする場合においては、

消防長に意見を聴くものとする。

(監督処分)

第19条 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反した認定歴史的建築物又は建築敷地内の認定歴史的建築物以外の建築物（以下「認定歴史的建築物等」という。）の建築主、当該認定歴史的建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該認定歴史的建築物等若しくは建築敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替え、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな工事中の認定歴史的建築物等については、緊急の必要があつて豊岡市行政手続条例（平成17年豊岡市条例第9号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該認定歴史的建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第20条 市長は、前条の規定による命令をした場合においては、規則で定めるところにより、当該命令に係る認定歴史的建築物等の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該認定歴史的建築物等についての宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定歴史的建築物等の建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は当該認定歴史的建築物等若しくは建築敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築敷地、当該認定歴史的建築物等の構造若しくは建築設備又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、建築敷地若しくは認定歴史的建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査、立入検査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(歴史的建築物保存活用専門委員会の設置等)

第23条 市長からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- (1) 第4条第1項の規定による認定に関する事項
- (2) 第5条第1項の規定による変更認定に関する事項
- (3) 第14条第1項ただし書の規定による承認に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 第19条第1項又は第2項前段の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、認定歴史的建築物において増築等をし、又は認定歴史的建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をした者
- (2) 第7条第3項の条件に違反した者
- (3) 第9条第3項又は第19条第2項後段の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第10条第2項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 第12条第5項の規定に違反して工事を施工した者
- (6) 第14条第1項前段の規定に違反して認定歴史的建築物を使用し、又は使用させた者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項又は第13条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- (2) 第21条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第22条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例案要綱

1 目的

城崎温泉地区の町並みを構成している歴史的な木造建築物について、安全性の向上及び維持を図るための措置並びに現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物の利活用を促進し、良好な状態で将来の世代に継承することを目的とすること。(第1条関係)

2 定義

必要な用語の定義を定めること。(第2条関係)

3 所有者による認定の申請

対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、建築基準法の適用除外の指定を必要とするときは、保存活用計画を策定し、市長に認定歴史的建築物として認定するよう申請することができること。(第3条関係)

4 対象建築物の認定等

市長は、対象建築物を認定歴史的建築物として認定しようとするときは、豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会に諮った上、保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、認定歴史的建築物に認定することができるものとする。また、市長は、建築基準法の適用除外の指定のため、特定行政庁に申し出なければならないこと。(第4条関係)

5 変更認定

認定歴史的建築物の所有者は、保存活用計画の内容を変更しようとするときは、市長に対し、変更認定を申請しなければならないこと。(第5条関係)

6 認定の取消し

市長は、認定歴史的建築物が文化財保護法に規定する国宝、重要文化財等に指定されたとき等は、認定を取り消さなければならないこと。(第6条関係)

7 現状変更の許可等

認定歴史的建築物の増築等その他の行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならないこと。(第7条関係)

8 所有者の管理義務等

認定歴史的建築物の所有者は、保存活用計画に従い保存及び活用を図り、維持管理の状況を市長に報告しなければならないものとし、市長は管理等に関し助言、勧告及び命令を行うことができるものとする。 (第8条から第11条関係)

9 中間検査

市長は、認定歴史的建築物の工事の施工中に許可の内容に適合しているかどうかを検査することができること。(第12条関係)

10 完了検査

建築主は、認定歴史的建築物の工事を完了したときは、工事の完了後遅滞なく市長に検査の申請をしなければならないこと。また、建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ認定歴史的建築物を使用し、又は使用させてはならないこと。（第13条、第14条関係）

11 建築物の設計及び工事監理

認定歴史的建築物の設計者及び工事監理者は、建築士法の規定に適合する建築士でなければならないこと。（第15条関係）

12 工事現場の危害の防止等

工事の施工者は、工事に係る市長の許可のあった旨等を工事現場に表示するとともに、地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならないこと。（第16条、第17条関係）

13 消防長の意見の聴取

市長は、この条例の規定による認定、承認等をしようとする場合、消防長に意見を聴くものとする。（第18条関係）

14 監督処分

市長は、認定歴史的建築物の工事の許可等に関して違反があった場合は、違反した者に対して、違反を是正するために必要な措置をとることを命令できるものとし、命令した場合は工事の設計者等の氏名等を国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならないものとする。（第19条、第20条関係）

15 報告又は資料の提出

市長は、認定歴史的建築物等の構造、建築物に関する工事の計画等について、報告又は資料の提出を求めることができる。（第21条関係）

16 立入調査等

市長は、条例の施行に必要な限度で、職員に、認定歴史的建築物等に立ち入り、その状況を調査し、必要な検査等をさせることができる。（第22条関係）

17 歴史的建築物保存活用専門委員会の設置等

豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会を設置すること。（第23条関係）

18 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。（第24条関係）

19 罰則

この条例の規定に違反した者に対する罰則を定めること。（第25条から第28条関係）

20 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行すること。

第20号議案

豊岡市空家等対策協議会条例制定について

豊岡市空家等対策協議会条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

適正な管理が行われていない空家等への対策に関する協議を行う機関として、豊岡市空家等対策協議会を設置するため。

豊岡市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 適正な管理が行われていない空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）への対策に関する計画その他の必要な事項について協議するため、豊岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の任命後最初に開かれる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

豊岡市空家等対策協議会条例案要綱

1 設置

適正な管理が行われていない空家等への対策に関する計画その他の必要な事項について協議するため、豊岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置くこと。（第1条関係）

2 所掌事務

協議会は、空家等対策計画の作成及び変更に関する事項等について協議すること。（第2条関係）

3 組織

協議会は、市長が任命する学識経験のある者、市民等の10人以内で組織すること。（第3条関係）

4 会長等

協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任すること。（第4条関係）

5 会議

協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこと。また、その議事は、会議に出席した委員の過半数で決すること。（第5条関係）

6 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、また同様とすること。（第6条関係）

7 庶務

協議会の庶務は、都市整備部において処理すること。（第7条関係）

8 その他

協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めること。（第8条関係）

9 附則

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 委員の任命後最初に開かれる協議会の会議は、市長が招集すること。（附則第2項関係）

第21号議案

豊岡市立神鍋高原芝生グラウンドの設置及び管理に関する条例を廃止
する条例制定について

豊岡市立神鍋高原芝生グラウンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を
次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

神鍋高原芝生グラウンドを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立神鍋高原芝生グラウンドの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立神鍋高原芝生グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第136号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第22号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例及び豊岡市給水条例の一部を改正する等の条例制定について

豊岡市公営企業の設置等に関する条例及び豊岡市給水条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

水道事業に簡易水道事業を統合することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公営企業の設置等に関する条例及び豊岡市給水条例の一部を改正する等の条例

(豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市公営企業の設置等に関する条例(平成17年豊岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第2条第2項中「及び簡易水道事業」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 給水人口 87,700人

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 1日最大給水量 54,100m³

第4条を次のように改める。

第4条 削除

別表を削る。

(豊岡市給水条例の一部改正)

第2条 豊岡市給水条例(平成17年豊岡市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「及び豊岡市簡易水道事業」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給水区域
市の区域のうち大磯、塩津、伊賀谷、竹野町段、竹野町川南谷、竹野町金原、日高町河江、日高町大岡、日高町海老原及び出石町谷山(一部)を除いた区域

(豊岡市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の廃止)

第3条 豊岡市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例(平成21年豊岡市条例第19号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例及び豊岡市給水条例の一部を改正する等の条例案要綱

1 改正の内容

水道事業に簡易水道事業を統合することに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこと。

- (1) 豊岡市公営企業の設置等に関する条例（平成17年豊岡市条例第186号）
水道事業の経営規模を拡大し、簡易水道事業を廃止すること。（第1条、第2条、第4条、別表関係）
- (2) 豊岡市給水条例（平成17年豊岡市条例第188号）
水道事業の給水区域に、簡易水道事業の給水区域を統合すること。（第1条、第2条、別表第1関係）
- (3) 豊岡市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例（平成21年豊岡市条例第19号）
豊岡市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例を廃止すること。

2 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行すること。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)									
<p>(設置)</p> <p>第1条 市に、次の公営企業を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 簡易水道事業</p> <p>(3) 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 水道事業及び簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水人口及び1日最大給水量は、別表のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(特別会計)</p> <p>第4条 法第17条及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)</p> <p>第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1198 1137 1348 2022"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水人口(人)</th> <th>1日最大給水量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業</td> <td>72,630</td> <td>48,710</td> </tr> <tr> <td>簡 奈佐簡易水道</td> <td>1,340</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水人口(人)	1日最大給水量(m ³)	水道事業	72,630	48,710	簡 奈佐簡易水道	1,340	510	<p>(設置)</p> <p>第1条 市に、次の公営企業を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 水道事業 _____ の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水人口 87,700人</p> <p>(3) 1日最大給水量 54,100m³</p> <p>3 略</p> <p>第4条 削除</p>
区分	給水人口(人)	1日最大給水量(m ³)								
水道事業	72,630	48,710								
簡 奈佐簡易水道	1,340	510								

豊岡市給水条例新旧対照表

現行	改正後 (案)														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、豊岡市水道事業及び豊岡市簡易水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 豊岡市水道事業及び豊岡市簡易水道事業の給水区域は、別表第1に定める区域とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1 水道事業</p> <table border="1" data-bbox="766 1153 1380 2027"> <thead> <tr> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>若松町 野田 加広町 幸町 小田井町 元町 泉町 寿町 大手町</td></tr> <tr><td>千代田町 中央町 立野町 立野 京町 山王町 三坂町 三坂</td></tr> <tr><td>桜町 城南町 大磯町 昭和町 上佐野 佐野 九日市上町</td></tr> <tr><td>九日市中町 九日市下町 妙楽寺 塩津町 弥栄町 赤石 官島 一日市</td></tr> <tr><td>船町 山本 金剛寺 森 野上 下鶴井 赤石 六地藏 日撫</td></tr> <tr><td>梶原 庄境 鎌田 下宮 栄町 祥雲寺 法花寺 正法寺 戸牧</td></tr> <tr><td>高屋 上陰 中陰 下陰 福田 栃江の一部 富井の一部 森津</td></tr> <tr><td>滝 新堂 岩熊 江野 江本 今森 駄坂 木内 大篠岡 中谷</td></tr> <tr><td>河谷 百合地 中郷 引野 土淵 加陽 岩井 三宅 森尾 立石</td></tr> <tr><td>神美台 香住 下鉢山 上鉢山 長谷 倉見 伏 八社宮 清冷寺</td></tr> <tr><td>城崎町湯島 城崎町今津 城崎町桃島 城崎町飯谷 城崎町築々浦</td></tr> </tbody> </table>	給水区域	若松町 野田 加広町 幸町 小田井町 元町 泉町 寿町 大手町	千代田町 中央町 立野町 立野 京町 山王町 三坂町 三坂	桜町 城南町 大磯町 昭和町 上佐野 佐野 九日市上町	九日市中町 九日市下町 妙楽寺 塩津町 弥栄町 赤石 官島 一日市	船町 山本 金剛寺 森 野上 下鶴井 赤石 六地藏 日撫	梶原 庄境 鎌田 下宮 栄町 祥雲寺 法花寺 正法寺 戸牧	高屋 上陰 中陰 下陰 福田 栃江の一部 富井の一部 森津	滝 新堂 岩熊 江野 江本 今森 駄坂 木内 大篠岡 中谷	河谷 百合地 中郷 引野 土淵 加陽 岩井 三宅 森尾 立石	神美台 香住 下鉢山 上鉢山 長谷 倉見 伏 八社宮 清冷寺	城崎町湯島 城崎町今津 城崎町桃島 城崎町飯谷 城崎町築々浦	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、豊岡市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 豊岡市水道事業の給水区域は、別表第1に定める区域とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="726 212 917 1086"> <thead> <tr> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の区域のうち大磯、塩津、伊賀谷、竹野町段、竹野町川南谷、竹野町金原、日高町河江、日高町大岡、日高町海老原及び出石町谷山(一部)を除いた区域</td> </tr> </tbody> </table>	給水区域	市の区域のうち大磯、塩津、伊賀谷、竹野町段、竹野町川南谷、竹野町金原、日高町河江、日高町大岡、日高町海老原及び出石町谷山(一部)を除いた区域
給水区域															
若松町 野田 加広町 幸町 小田井町 元町 泉町 寿町 大手町															
千代田町 中央町 立野町 立野 京町 山王町 三坂町 三坂															
桜町 城南町 大磯町 昭和町 上佐野 佐野 九日市上町															
九日市中町 九日市下町 妙楽寺 塩津町 弥栄町 赤石 官島 一日市															
船町 山本 金剛寺 森 野上 下鶴井 赤石 六地藏 日撫															
梶原 庄境 鎌田 下宮 栄町 祥雲寺 法花寺 正法寺 戸牧															
高屋 上陰 中陰 下陰 福田 栃江の一部 富井の一部 森津															
滝 新堂 岩熊 江野 江本 今森 駄坂 木内 大篠岡 中谷															
河谷 百合地 中郷 引野 土淵 加陽 岩井 三宅 森尾 立石															
神美台 香住 下鉢山 上鉢山 長谷 倉見 伏 八社宮 清冷寺															
城崎町湯島 城崎町今津 城崎町桃島 城崎町飯谷 城崎町築々浦															
給水区域															
市の区域のうち大磯、塩津、伊賀谷、竹野町段、竹野町川南谷、竹野町金原、日高町河江、日高町大岡、日高町海老原及び出石町谷山(一部)を除いた区域															

城崎町戸島 城崎町結 城崎町来日 城崎町上山
 日高町松岡 日高町土居 日高町上郷 日高町府市場 日高町府中
 新 日高町堀 日高町池上 日高町野々庄 日高町西芝 日高町上
 石 日高町東芝 日高町竹貫 日高町江原 日高町曾田 日高町岩
 中 日高町久斗 日高町道場 日高町久田谷 日高町夏栗 日高町
 祢布 日高町国分寺 日高町水上 日高町山本 日高町鶴岡 日高
 町日置 日高町伊府 日高町猪子垣 日高町芝 日高町野 日高町
 庄境 日高町藤井 日高町奈佐路 日高町谷 日高町中 日高町浅
 倉 日高町十戸 日高町広井 日高町田ノ口 日高町荒川 日高町
 栗山 日高町塚垣 日高町石井 日高町篠垣 日高町佐田 日高町
 知見 日高町森山 日高町観音寺 日高町猪爪 日高町八代 日高
 町赤崎
 出石町谷山の一部 出石町下谷 出石町材木 出石町伊木 出石町
 魚屋 出石町入佐 出石町東條 出石町寺町 出石町鉄砲 出石町
 内町 出石町八木 出石町本町 出石町曾田 出石町田結庄 出石
 町小人 出石町柳 出石町川原 出石町松枝 出石町馬場 出石町
 弘原 出石町町分 出石町細見の一部 出石町荒木の一部 出石町
 鍛冶屋 出石町福住 出石町中村 出石町上村 出石町奥山の一部
 出石町日野辺の一部 出石町水上 出石町長砂 出石町鳥居 出
 石町森井 出石町丸中 出石町大谷 出石町三木 出石町片間 出
 石町伊豆 出石町福居 出石町嶋 出石町田多地 出石町安良 出
 石町宮内 出石町坪井 出石町袴狭 出石町口小野 出石町奥小野

2 簡易水道事業

区分	給水区域
奈佐簡易水道	柄江の一部 宮井の一部 庄 吉井 野垣 樋

	成寺 大谷 目坂 辻 船谷 内町
畑上簡易水道	畑上
穴見簡易水道	粟野 市場
港地区簡易水道	小島 瀬戸 津居山 気比 田結
三原専用水道	三原
竹野地区簡易水道	竹野町東大谷 竹野町下塚 竹野町轟 竹野町 鬼神谷 竹野町小丸 竹野町芦谷 竹野町須谷 竹野町和田 竹野町阿金谷 竹野町羽入 竹 野町松本 竹野町草飼 竹野町宇日 竹野町田 久日 竹野町竹野 竹野町切濱 竹野町濱須井 竹野町奥須井
森本地区簡易水道	竹野町椒の一部 竹野町御又 竹野町小城 竹 野町二連原 竹野町森本 竹野町坊岡 竹野町 林
大森地区簡易水道	竹野町三原 竹野町桑野本 竹野町大森 竹野 町須野谷 竹野町門谷 竹野町河内
椒地区簡易水道	竹野町椒の一部
神鍋地区簡易水道	日高町山宮 日高町板本 日高町太田 日高町 名色 日高町万場 日高町栗栖野 日高町山田 日高町万劫 日高町稲葉 日高町水口 日高 町東河内
阿瀬簡易水道	日高町殿 日高町羽尻
小河江飲料水供給施設	日高町小河江
菅谷簡易水道	出石町細見の一部 出石町荒木の一部 出石町

	福見 出石町暮坂
土野谷簡易水道	出石町寺坂 出石町桐野 出石町上野 出石町日野辺の一部
奥山飲料水供給施設	出石町奥山の一部
中央簡易水道	但東町中山 但東町虫生 但東町口藤 但東町中藤 但東町奥藤 但東町畑山 但東町坂津 但東町赤花 但東町太田 但東町木村 但東町東里 但東町西野々 但東町日向 但東町唐川 但東町日殿 但東町三原 但東町出合 但東町南尾 但東町出合市場 但東町矢根 但東町奥矢根 但東町河本 但東町西谷 但東町天谷 但東町相田 但東町佐々木 但東町小谷 但東町正法寺 但東町畑 但東町水石 但東町奥赤
南部簡易水道	但東町佐田 但東町久畑 但東町後 但東町東中 但東町小坂 但東町平田 但東町栗尾 但東町薬王寺 但東町大河内
坂野簡易水道	但東町坂野
高龍寺飲料水供給施設	但東町高龍寺

第23号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの処理区の一部を公共下水道等の
処理区に統合するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表新田東部地区の項、竹野中央地区の項及び赤崎地区の項を削る。

別表の5の表小坂川沿地区の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの処理区の一部を公共下水道等の処理区に統合すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)		
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)		
1 農業集落排水施設		1 農業集落排水施設		
名称	処理区	区域	名称	位置
新田東部地区	黙坂 木内 大篠 岡 中谷 河谷	新田東部浄 化センター	豊岡市中谷347番 地	
中筋南部地区 ～ 椒地区	略	略	略	
竹野中央地区	竹野町御又 竹野 町小城 竹野町森 本 竹野町坊岡 竹野町林 竹野町 東大谷 竹野町下 塚 竹野町轟 竹 野町鬼神谷 竹野 町小丸 竹野町芦 谷	竹野中央浄 化センター	豊岡市竹野町小丸 87番地	
桑野本地区 ～ 三原地区	略	略	略	

赤崎地区	日高町赤崎	赤崎浄化センター	豊岡市日高町赤崎 643番地
上郷地区 ～ 河本地区	略	略	略

2～4 略

5 コミュニティ・プラント

処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置
神美北部地区 ～ 日野辺地区	略	略	略
小坂川浴地区	出石町伊豆 町福居 の一部 多地区	出石町伊豆 町福居 の 一部 多地区	豊岡市出石町伊豆 398番地

上郷地区 ～ 河本地区	略	略	略
-------------------	---	---	---

2～4 略

5 コミュニティ・プラント

処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置
神美北部地区 ～ 日野辺地区	略	略	略